

競技スポーツ振興事業 補助金申請チェックリスト

【推薦時】

- 様式5 強化指定団体（選手）推薦書
 - 様式6 指導者講習会及び講習会派遣計画書
- について、期限（6月末）は守られているか。

【事業計画時】

- 提出期限（事業実施の1ヶ月前）は守られているか。
- 様式1 事業計画書
 - ・ 事業目的にあった計画となっているか。
- 様式2 収支予算書
 - ・ 項目（補助対象経費）ごとに積算されているか。
 - ・ 予算の積算は、根拠に基づいた現実的な金額となっているか
- 提案する事業概要等が分かる資料
 - ・ 補助金を利用して、実際に事業を実施する場合を想定して、大会要項案などを添付すること。

【実績報告時】

- 提出期限（事業実施後2週間以内）は守られているか。
- 様式3 実績報告書
 - ・ 実施した事業は、計画に基づいた内容となっているか。
 - ・ 各項目について適切に記載されているか。
- 様式4 収支決算書
 - ・ 補助対象経費ごとに記載しているか。
 - ・ 領収書などに基づいて正確に積算されているか。
- 事業の要項や結果等が分かる資料
 - ・ 講習会や練習会等の要項や結果などが分かる資料を添付しているか。
- 実施状況を撮影した写真
 - ・ 事業の実施状況、結果など、事業の様子なるべくわかるような写真を複数枚添付しているか。
- 領収書等について
 - ・ 事業目的、事業実施に必要なものであるか。
 - ・ 添付する領収書は、明細が分かるものとなっているか。

【ガソリン代の領収書について】

旅費における燃料費（ガソリン代）の領収書を添付しようとする場合のルール

- ① 事前にガソリンを満タンに（領収書①）
- ② 帰ってきた際にガソリンを満タンに（領収書②）

領収書②の金額が、燃料費としての経費となる。遠征中に給油した場合、領収書②と遠征中に給油した領収書が、燃料費としての経費となる。

※ 事前に満タンにしておくこと、その証明となる領収書が必要となる。